

6. 国土交通省告示集（平成21年9月28日から施行）

○ 国土交通省告示第1446号

建築基準法施行令第129条の13第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。

イ 昇降路の出し入れ口

ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲

ハ 昇降路の頂部及び底部

二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の5 c m²の面にこれと直角な方向の300Nの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 15mmを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格R3205に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。

四 昇降路の出し入れ口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。

五 昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること。

六 昇降路の出し入れ口の戸は、上げ戸又は上下戸とすること。

七 上げ戸又は上下戸である昇降路の出し入れ口は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間で、6mm以下のもの

ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸と敷居のすき間で、2mm（戸の敷居に面する部分に難燃性ゴムを使用するものにあっては、4mm）以下のもの

ハ 上下戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸の突合せ部分のすき間で、2mm（戸の突合せ部分に難燃性ゴムを使用するものにあっては、4mm）以下のもの

ニ 2枚の戸が重なり合って開閉する構造の上げ戸である昇降路の出し入れ口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、6mm以下のもの

八 昇降路の出し入れ口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

ただし、第三号及び第六号の規定は、平成22年9月28日から施行する。

以 上

○ **国土交通省告示第1447号**

建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。

- 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。
- 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的かつ機械的に施錠するものであること。
- 三 施錠装置は、かごの戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ昇降路外から解錠することができないものであること。
- 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。
- 五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。
- 六 施錠装置の係合部分は、7mm以上であること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

以 上

○ **国土交通省告示第1454号**

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の7第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれがない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は次のとおりとする。

- 一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出入口（非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。）
 - ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲
 - ハ 昇降路の頂部及び底部
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の5 c m²の面にこれと直角な方向の300Nの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 15mmを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格R 3 2 0 5に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。

ただし、昇降路の出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用する

ガラスにあっては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラス（日本工業規格R3204に適合する網入板ガラスに限る。）又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとする事ができる。

四 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。

五 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。

六 昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。

ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

七 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、6mm以下のもの

ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、6mm以下のもの

ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、6mm以下のもの

ニ 2枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、6mm以下のもの

八 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、9.5mm以下のもの

ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、9.5mm以下のもの

ハ 上下戸にあっては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、9.5mm以下のもの

ニ 2枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、9.5mm以下のもの

九 昇降路の非常口の戸は、開き戸又は引き戸とすること。

ただし、開き戸にあっては、昇降路内に向かって開くことができない構造とすること。

十 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸である昇降路の出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。

ただし、出入口の1/3の部分が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

ただし、第三号及び第六号の規定は、平成22年9月28日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第1455号

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の6第1項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごは、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲い、床及び天井で囲むこと。

イ かごの出入口

ロ 令第129条の6第四号に規定する開口部

ハ かごの壁又は囲い（床面からの高さ180cm以上又は30cm以下の部分に限る。）及び天井に設ける換気上有効な開口部

二 前号のロに掲げる開口部には、かご内から開くことができない構造の戸を設けること。

三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。

四 かごの壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の5cm²の面にこれと直角な方向の300Nの力がかご内から作用した場合において、次のイからロに適合するものとする。

イ 15mmを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、次のイからロに適合するものとする。

イ 合わせガラス（日本工業規格R 3 2 0 5に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。

ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあっては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラス（日本工業規格R 3 2 0 4に適合する網入板ガラスに限る。）とすることができる。

ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあっては、手すり（ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。）を床面から0.8m以上、1.1m以下の高さの位置に設けること。その他安全上必要な措置が講じられたものであること。

六 かごの壁又は囲いは、その脚部を床板に、頂部を天井板に緊結すること。

七 かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。

八 かごの床面で50ルクス（乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては25ルクス）以上の照度を確保することができる照明装置を設けること。

九 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、かごの天井の高さは2m以上とすること。

第二 令第129条の6第1項第三号に規定するかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸に基準は、次のとおりとする。

一 かごの出入口の戸は、空隙のないものであること。

二 かごの出入口の戸は、引き戸とすること。

ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

三 引き戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、8mm以下のもの

ロ かごの出入口の戸と敷居のすき間で、8mm以下のもの

ハ かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、8mm以下のもの

ニ 2枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造のかごの出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、8mm以下のもの

四 上げ戸、下げ戸又は上下戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、9.5mm以下のもの

ロ 上げ戸にあつては、かごの出入口の戸と敷居のすき間で、9.5mm以下のもの

ハ 上下戸にあつては、かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、9.5mm以下のもの

ニ 2枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造のかごの出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、9.5mm以下のもの

五 かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

六 かごの出入口の戸は、かご昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものであること。

七 自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動（人又は物が戸に挟まれ、又は挟まれるおそれがある場合において、戸の閉鎖を自動的に停止し、当該戸を開くことをいう。）ができるものであること。

八 自動的に閉鎖する構造の引き戸であるかごの出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。

ただし、出入口の1/3の部分が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

ただし、第1第五号の規定は、平成22年9月28日から施行する。

以 上

○ **国土交通省告示第1469号** （平成12年建設省告示第1429号の改正）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の8第2項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。

第一 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごを主索で吊るエレベーターにあっては、かごに積載荷重の1.25倍（平成12年建設省告示1415号第二に規定するフォークリフト等がかご停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、1.5倍）の荷重が加わった場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。

ただし、かごの停止位置が着床面を基準として75mm以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として75mm以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあってはこの限りでない。

二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。

三 調節装置の構造は、次のイからロに掲げる基準に適合するものとする。

イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。

ロ 建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に、自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。

四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。

ただし、次に掲げるエレベーターにあっては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。

イ 昇降工程が10m以下であるエレベーター

ロ かごに天井がないエレベーター又は天井を開くことにより昇降路内の点検を行うことができるエレベーター

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かご停止時における自然落下を調整するための床合せ補正装置を設けること。

二 圧力配管には、有効な圧力計を設けること。

三 第1第二号から第四号に定める構造とすること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第1494号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の4第3項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

一 接合部は、かご及び釣合おもり（釣合おもりを設けないエレベーターあつてはかご）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と昇降路（昇降路を設けないエレベーターにあつては、壁又は床）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとする。

二 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーターにあつては、接合部は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。

ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10mm以上長いものであること。

三 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーター以外のエレベーターにあつては、接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第1495号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の7第五号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

一 かごと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットで、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該レールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。

二 釣合おもりと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットにあつては、索が回り込まないようにその端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。

三 昇降路内に設ける横架材で、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該横架材の端部を昇降路の立柱に緊結すること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第1498号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の4第3項第四号の規定に基づき、滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。
- 二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ（滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあっては、当該溝に索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。）は、3mm以上で、かつ、索の直径（平形の索にあっては、その短幅。以下同じ。）の1/3以上とすること。
- 三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの（以下「ロープガード」という。）を設けること。
- 四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の3/4以下であること。
 - ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のもとの最短距離が索の直径の17/20以下であること。
- 五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式エレベーターにあっては、前二号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第1536号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の10第3項第二号及び同条第4項の規定に基づき、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに同加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人があるこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を次のように定める。

- 第一 建築基準法施行令第129条の10第3項第二号に規定する地震その他の衝撃により生じた加速度（以下単に「加速度」という。）は、建築物の基礎に鉛直方向又は水平方向に生ずる0.1m/毎秒毎秒以上3.0m/毎秒毎秒以下の加速度に相当するものとする。
- 第二 加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人があるこれらの戸を開くことができることとする装置（以下「地震時等管制運転装置」という。）の構造方法は、次に定めるものとする。

一 地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。

二 加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。

ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。

三 地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。

イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあっては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。

ロ かごが昇降している場合にあっては、加速度の検知後10秒（出入口のない昇降路の部分（その部分の昇降工程が、かごを10秒以内に安全に停止させることができる距離よりも長く、かつ、42m以下であるものに限る。）を昇降する場合にあっては、加速度検知後30秒）以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。

ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に0.8m/毎秒毎秒以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあっては、当該支障が起こるおそれなくなった後90秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。

ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。

四 地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

以上

○ 国土交通省告示第859号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第一号の規定に基づき、平成12年建設省告示第1413号の一部を次のように改正する。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の3第2項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの

種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。

ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。

- 一 かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター令第129条の6第二号、第三号及び第五号、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

ただし、第二号に適合するものにあつては令第129条7第一号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

- イ かごは、平成20年国土交通省告示第1455号第一に定める構造方法を用いるものとする
こと。

この場合において、同告示第一第一号中「令第129条の6第四号に規定する開口部」とあるのは「非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができるかごの壁又は囲いに設ける開口部」と、第二号中「、かご内」とあるのは「、かぎを用いなければかご内」と読み替えるものとする。

- ロ 次のいずれかに適合するものとすること。

(1) 常用の電源が絶たれた場合においても、制御器を操作することによってかごを昇降させることができるものであること。

(2) 手動でかごを昇降させることができるものであること。

- 二 昇降路の壁又は囲いの一部を有しないエレベーター令第129条の6第129条の7第二号から第五号まで、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の9の規定、第四号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定は、それぞれ適用しない。

- イ 昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造が次に掲げる基準に適合するものとする
こと。

(1) 吹抜きに面した部分又は建築物の外に面する部分であること。

(2) 建築物の床（その上部が吹抜きとなっている部分の床（以下「吹抜き部分の床」という。）を除く。）から水平距離で1.5m以上離れた部分であること。

(3) 吹抜き部分の床若しくは昇降路に面する地面（人が立ち入らない構造となっているからぼりの底部の地面を除く。以下この号において同じ。）と昇降路が接している部分又は昇降路とこれに面する吹抜き部分の床先若しくは地面との水平距離が1.5m

以下の部分にあつては、次の（i）又は（ii）のいずれかに適合しているものであること。

（i）昇降路の周囲に柵、水面等を設け昇降路から水平距離で1.5m以下の部分に人が立ち入らない構造とし、かつ、昇降路に吹抜き部分の床又は地面から1.8m以上の高さの壁又は囲いを設けていること。

（ii）昇降路に吹抜き部分の床又は地面から2.4m以上の高さの壁を設けていること。

ロ 昇降路は、平成20年国土交通省告示第1454号第二号から第十一号までに定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。

三 機械室を有しないエレベーター令第129条の6、第129条の7第二号から第五号まで、第129条の8第2項第二号並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

イ 昇降路は、平成20年国土交通省告示第1454号に定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。この場合において、同告示第一号中「機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲」とあるのは「換気上有効な開口部」と読み替えるものとする。

ロ 駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備又は空気調和設備を設けること。

ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

ハ 駆動装置等は、その設置する部分を除き、かご、釣合おもりその他の昇降する部分が触れるおそれのないように設けること。

ニ 駆動装置等から昇降路の壁又は囲いまでの水平距離は、保守点検に必要な範囲において50cm以上とすること。

ホ 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設けること。

ヘ 駆動装置等を昇降路の底部に設けるものにあつては、ホに掲げる装置のほか、保守点検を安全に行うことができるよう次に掲げる装置を設け、かつ、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合においても駆動装置等に触れるおそれのないものとする。

ただし、高さが1m以上の退避上有効な空間が確保されたものにあつては、（3）に掲げる装置を設けないこととすることができる。

- (1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置
- (2) 昇降路内において、機械的にかごの降下を停止することができる装置
- (3) 非常の場合に昇降路内において、動力を切ることにより、かごの降下を停止することができる装置

四 昇降行程が7m以下の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第4項の規定によること。

ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第三号の適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

五 かごの定格速度が240m以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第4項の規定によるほか、平成20年国土交通省告示第1536号に規定する地震時等管制運転装置を設けること。

この場合において、次の表の左欄に掲げるかごの定格速度の区分に応じて、同告示第二第三号ロの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定は、それぞれ適用しない。

240m以上、280m未満の場合	検知後10秒	検知後15秒
	かごを10秒以内	かごを15秒以内
280m以上、600m未満の場合	検知後10秒	検知後15秒
	かごを10秒以内	かごを15秒以内
	42m	50m
600m以上の場合	検知後10秒	検知後20秒
	かごを10秒以内	かごを20秒以内
	42m	50m

六 かごが住戸内のみを昇降する昇降行程が10m以下のエレベーターで、かごの床面積が1.1㎡以下のもの令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条10第3項第一号から第三号まで及び第四号ロ並びに同条第4項の規定によること。

ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第四号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定は、それぞれ適用しない。

七 自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないもの令第129条の6第二号及び第五号、第129条の7第一号から第三号まで及び第五号、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号から第三号まで並び

に同条第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

(1) 出入口の部分を除き、高さ1.4m以上の壁又は囲いを設けること。

(2) 車止めを設けること。

(3) かご内に操作盤（動力を切る装置を除く。）を設ける場合にあつては、当該操作盤は自動車の運転席から自動車の外に出ることなく操作ができる場所に設けること。

(4) 平成20年国土交通省告示第1455号第一第七号及び第八号に定める構造方法を用いるものであって、同告示第二第二号及び第五号から第七号までに定める基準に適合するものとする。

ロ 昇降路は、かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 自動車がかご内の通常の停止位置以外の場所にある場合にかごを昇降させることができない装置を設けること。

八 ヘリコプターの発着の用に共される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの令第129条の6第二号、第四号及び第五号、第129条の7第一号（屋上部分の昇降路に係るものを除く。）、第二号、第四号及び第五号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

(1) かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に容易に触れることができない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。

(2) 平成20年国土交通省告示第1455号第一第六号から第九号までに定める構造方法を用いるものであって、同告示第二第二号及び第五号から第八号までに定める基準に適合するものとする。

ロ 屋上部分の昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 屋上部分の昇降路は、周囲を柵で囲まれたものとする。

(2) 屋上と他の出入口及びかご内とを連絡することができる装置を設けること。

(3) かごが屋上に突出して昇降する場合において、警報を発する装置を設けること。

ハ 昇降路の出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）には、平成20年国土交通省告示第1447号に定める基準に適合する施錠装置を設けること。

この場合において、同告示第一号中「出入口の戸」とあるのは「出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

二 制御器は、平成12年建設省告示第1429号第一第二号から第四号までに定める基準に適合するものとする。

この場合において、同告示第一第二号中「戸」とあるのは「戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と、同第三号中「建築基準法施行令第129条の7第三号」とあるのは「平成12年建設省告示第1413号第八号ハ」と読み替えるものとする。

ホ 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けること。

へ 屋上と最上階との間を昇降するものとする。

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15m以下で、かつ、その床面積が2.2㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの令第129条の7第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

ただし、昇降行程が1m以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない一人乗りのエレベーター出入口の部分を除き、高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。

ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から7cm（出入口の幅が80cm以下の場合にあつては、6cm）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ65cm以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りではない。

(ii) (i) 以外のエレベーター出入口の部分を除き、高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。

ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ15cm以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ1m以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りではない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成12年建設省告示第1415号第五号に定める数値とし、重力加速度を9.8m毎秒とし、一人当たりの体重を65キログラム、車いすの重さを110キログラムとして計算した定員をいう。）並びに一人乗りのエレベーターにあつては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 高さ1.8m以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。

ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれ

がある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあっては、この限りでない。

(2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4 c m以下とすること。

(3) 釣合おもりを設ける場合にあっては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。

(4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 制御器は、昇降行程が1.0mを超えるものにあつては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

ニ 次に掲げる安全装置を設けること。

(1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあつては、次に掲げる装置

(i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置

(ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置

(iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置

(2) かごが着脱式のものにあつては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置

(3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあつては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

十 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9m以下のもの令第129条の6第五号及び第129条の7第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ 昇降はボタン等の操作によって行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造とすること。

ロ 人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けること。

ハ 転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足を載せる台を有するいすに設けること。

附 則

- 1 この告示は、平成21年9月28日から施行する。
- 2 平成12年建設省告示第1415号の一部を次のように改正する。
第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号イを削り、同号ロ中「（イに掲げるものを除く。）」を削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。
第六号中「第八号」を「第十号」に改める。
- 3 平成12年建設省告示第1423号の一部を次のように改正する。
第六中「第七号」を「第九号」に改める。
第七中「第八号」を「第十号」に改める。

以 上

○ 国土交通省告示第687号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号及び第2号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法をさだめる件（平成12年建設省告示第1413号）の一部を次のように改正する。

第1第3号ホに後段として次のように加える。

この場合において、当該装置がワイヤロープを用いた構造のものにあつては、非常の場合及び保守点検を行う場合を除き、ワイヤロープの変位が生じないようにワイヤロープを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置を講ずること。

附 則

この告示は平成24年8月1日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第679号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の13第1号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1446号）の一部をつぎのように改正する。

第1号中「ハマでに」を「ニまでに」改め、同号に次のように改正する。

- ニ 保守点検に必要な開口部（かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。）であつて、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの
- （1）出し入れ口の床面から開口部の下端までの高さが1.8メートル以上であるもの
 - （2）自動的に閉鎖する戸（当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。）を設けるもの

附 則

この告示は公布（平成24年6月7日）の日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第680号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の7第3号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入り口のとの施錠装置の基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1447号）の一部を次のように改正する。

第3号中「戸の」を「昇降路の出入り口の戸の」に、「用いなければ昇降路外から解錠することができない」を「用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しない」に改める。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

以 上

○ 国土交通省告示第681号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の7第1号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入り口の戸の基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1454号）の一部を次のように改正する。

第1号中「ハマでに」を「ニまでに」改め、同号に次のように加える。

ニ 保守点検に必要な開口部（かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。）であって、つぎの（1）又は（2）のいずれかに該当するもの

（1） 出入り口の床面から開口部の下端までの高さが1.8メートル以上であるもの

（2） 自動的に閉鎖する戸（当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。）を設けるもの

附 則

この告示は、公布（平成24年6月7日）の日から施行する。

以 上